

## 表示事項等について（案）

表示制度は、自動車ユーザーが自動車を購入する際にエネルギー消費効率（燃費値）に関する識別を容易にし、燃費性能の優れた自動車の選択を支援することにより、その普及を促進することを目的とするものである。このため、表示するエネルギー消費効率（燃費値）については見やすくするとともに、燃費性能に密接に関連する項目等も表示事項とすることが適当である。

1. 表示事項について

現行の貨物自動車の判断基準における表示事項と同様、以下のイ～ヌの項目については、引き続き表示事項とすることが適当である。

- イ 車名及び型式
- ロ 原動機の型式及び総排気量
- ハ 車両重量
- ニ 変速装置の形式及び変速段数
- ホ 燃料供給装置の形式
- へ 筒内直接噴射その他の主要燃費向上対策
- ト エネルギー消費効率（燃費値：単位は km/L で小数点第 1 位まで表示）
- チ 製造事業者等の氏名又は名称
- リ 車両総重量及び最大積載量
- ヌ 原動機の最高出力及び最大トルク

2. 遵守事項について

現行の貨物自動車の判断基準における遵守事項は以下のとおりである。

- ①上記 1. の表示事項の表示は、該当する自動車に関するカタログに記載して行うこと。この場合、エネルギー消費効率（燃費値）は、アンダーラインを引き、活字を大きくし、文字の色を変える等特に目立つ方法を用いて表示すること。
- ②展示に供する自動車には、車名及び型式に加え、エネルギー消費効率（燃費値）を見やすい場所に明瞭に表示すること。

①及び②については引き続き遵守事項とする。また、以下の③については、2020年度を目標年度とする乗用自動車の判断基準において追加されており、小型貨物自動車についてもあてはまるものであるため、小型貨物自動車の判断基準における遵守事項にも追加することが適当である。

③ 上記 1. トのエネルギー消費効率（燃費値）は、ユーザーの使用環境（気象、渋滞等）や運転方法（急発進、エアコン使用等）、整備状況（タイヤの空気圧等）に応じて異なるため、その旨をカタログ及び展示に際して、エネルギー消費効率（燃費値）と併せて表示すること。